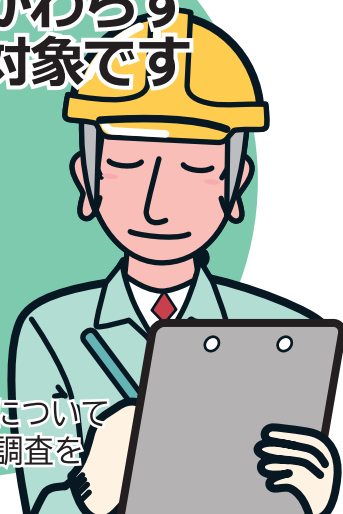


事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者

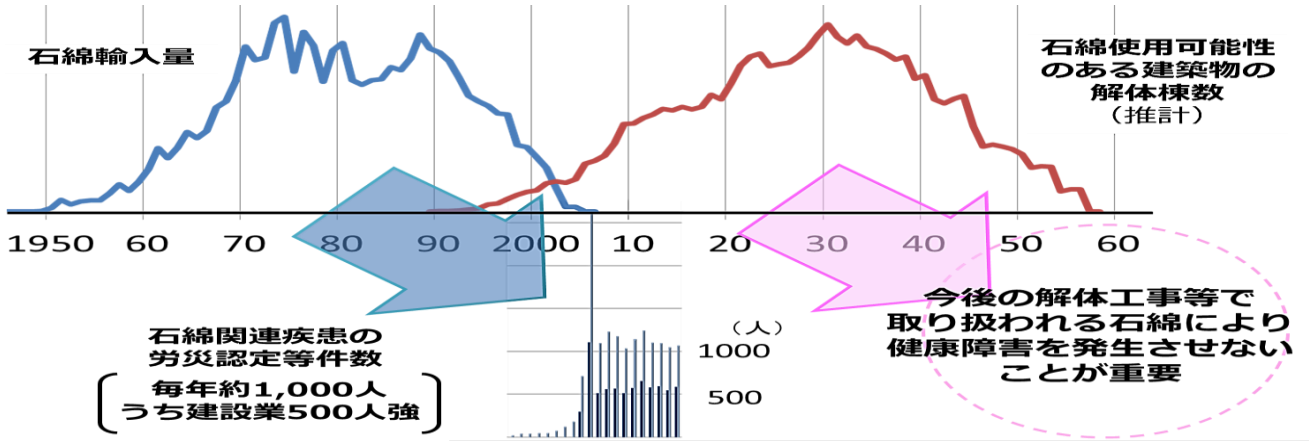


詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



現状と課題

- ・過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- ・今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要



石綿障害予防規則の改正内容

※ 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください。

解体作業等における
事前の措置

情報提供・事前調査結果
を踏まえた費用等の配慮
(発注者・注文者)
(8条、9条)

事前調査

・資格者※による調査
→今回の改正事項
(3条、4条の2 (結果報告))
作業計画
(4条)

※令和5年10月1日からは有資格者(建築物石綿含有建材調査者等)に行わせることが義務となります。

労働基準監督署への
事前の届出
(安衛法88条、安衛則86、90条)

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策

・湿潤化
(13条)

○ばく露防止対策

・呼吸用保護具
・保護衣
(14条等)

○隔離

・負圧あり
(6条)
・負圧なし
(6条の2、6条の3)

○立入禁止

(7条)

○管理

・石綿作業主任者
(19条、20条)
・特別教育
(27条)
・付着物の除去
(32条の2)
・飲食喫煙の禁止
(33条)
・掲示
(34条)
・作業の記録
(35条、35条の2)
・保護具等の管理
(46条)

○健康診断 (40条)